

一般社団法人沖縄ヨガ協会・会員に関する規定

(目的) 第1条 この規程は、定款第2章社員の規定に基づき、この法人(以下「本協会」という)の社員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(普通会員) 第2条 次の各号に該当し、本協会の目的、事業に賛同する法人は、理事長の承認を得て会員となることができる。

- (1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2)賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3)名誉会員 当法人に功績のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- (4)学生賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した学生個人又は団体

(入会手続) 第3条 前各条の会員(以下単に「会員」という。)になろうとする者は、所定の入会申込書 を提出しなければならない。

(会費及び入会金) 第4条 会員は、入会するときに入会金 10,000 円並びに、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

- (1)正会員 1 口 7,000 円 (2) 賛助会員 1 口 10,000 円 (3) 名誉会員 無料
- (4)学生賛助会員 1,000 円

(会員の特典) 第5条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 本協会が刊行する年刊誌(別冊を含む)を無料で配布を受けることができる。
- (2) メーリングリストに登録し、メール等による情報提供を受ける。
- (3) 本協会が常設する相談室を無料で優先して利用することができる。
- (4) 本協会の出版物を割引料金を購入できる。
- (5) 本協会が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金を参加できる。
- (6) 会員が希望するときは、理事長の承認を得て、本協会が常設する専門委員会若しくは臨時に設置する委員会等の委員に就任することができる。
- (7) 本協会派遣の講師として登録することができる。

(会費の使途) 第6条 第4条の会費及び入会金は、毎事業年度において当該年度の一般社団法人目的事業に使用する。

(除名) 第7条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事長の決裁により除名することができる。

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失) 第 8 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1 年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退 会) 第 9 条 会員はいつでも退会通知を本協会に提出することにより、退会することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(理事会への報告) 第 10 条 理事長は新たに社員となった者及び除名並びに退会した者について、その属性及び 入会の承認又は退会若しくは除名した理由を理事会に報告するものとする。

(改 正) 第 11 条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補 則) 第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則 この改正は、令和 1 年 6 月 1 日より施行する。(令和 1 年 6 月 1 日理事会議決)

追加条項

(インストラクター) 第 13 条 一般社団法人沖縄ヨガ協会にて認定を受けたインストラクターは、一般社団法人沖縄ヨガ協会の正会員として入会することができる。

(インストラクター資格の失効)第 14 条 インストラクターが次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4)1年以上会費を滞納したとき。
- (5)除名されたとき。
- (6)総社員の同意があったとき。

(インストラクター資格の取り消し)第 15 条 本協会所属のインストラクターは、下記条号の事由に該当するときは、理事長の決済により当協会より除名・インストラクター資格の取り消しをすることができる。

- (1)当法人のインストラクターが、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるとき。
- (2)当法人のインストラクターが、当法人の財産を毀損する行為をするなど正当な事由があるとき。

附 則 この改正は、令和 1 年 9 月 1 日より施行する。(令和 1 年 8 月 31 日理事会議決)